

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和4年11月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	5件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200082号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年1月頃から平成元年8月9日まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間のうち、昭和63年3月28日から平成元年7月25日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成5年6月1日であり、請求期間において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は、請求期間はA社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答及び陳述しているところ、B社から提出された請求者に係る平成元年5月分から同年8月分までの給料計算書(写)において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったところ、請求期間に勤務していたとする同僚を含む複数の者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成5年6月1日より前の期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

加えて、事業主は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に勤務していた従業員に対して、各自で国民年金に加入するように伝えた旨陳述しているところ、請求期間において同社で雇用保険に加入していることが確認できる複数の同僚は、オンライン記録によると、当

該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200083号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月11日から平成8年10月頃まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、請求者は、請求期間のうち、平成7年4月11日から平成8年2月16日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成10年5月1日であり、請求期間において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は、請求期間当時の賃金台帳は保存期間の経過により保管していないが、請求期間はA社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答及び陳述している。

さらに、オンライン記録により、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったところ、請求期間に勤務していたとする同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成10年5月1日より前の期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答及び陳述している。

加えて、事業主は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に勤務していた従業員に対して、各自で国民年金に加入するように伝えていた旨陳述しているところ、請求期間において同社で雇用保険に加入していることが確認できる複数の同僚は、オンライン記録によると、当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200084号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200046号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年3月22日から同年9月30日まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求期間当時の事業主及び社会保険業務の担当者は既に亡くなっており、現在の事業主は、請求者が同社に勤務していた事実を確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、同僚として3名の姓のみ又は姓名を挙げているが、A社に係る事業所別被保険者名簿において、当該3名の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、請求期間の全部又は一部期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した者に照会したが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険料の控除の取扱いについて具体的な回答を得られない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、請求期間において、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200085号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年11月28日から平成4年夏頃まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間のうち、平成3年11月28日から平成4年2月29日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、i) オンライン記録によると、A社は、平成11年1月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、平成18年12月31日に解散していることが確認でき、解散当時の代表取締役及び請求期間当時の取締役のうち所在が特定できた者は、当該期間当時の資料は保管しておらず、当該期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答及び陳述していること、iii) 当該商業登記簿謄本で確認できる請求期間当時の代表取締役は既に亡くなっており照会を行うことができないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記取締役は、請求期間当時にA社に勤務していたとする複数の同僚の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったものの回答を得ることができず、同社の請求期間当時における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、オンライン記録を確認したところ、請求期間において、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200087号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200048号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年3月2日から昭和59年6月30日まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は、請求者が同社に勤務していた事実を確認できず、請求期間の厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨陳述している上、同社の後継会社であるB社は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求期間の全部又は一部期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10名に照会し、4名から回答を得たが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険料の控除の取扱いについて具体的な回答を得られない。

さらに、A社は、請求期間当時にC厚生年金基金に加入していたところ、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、同厚生年金基金に加入していた記録は確認できない上、同社が加入していたD健康保険組合は、保存期限経過のため、請求者の加入記録を確認することができない旨回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、請求期間において、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。